

第Ⅰ章 中間評価について

1	中間評価の趣旨	4
2	中間評価の対象	4
3	中間評価の方法	4

第Ⅱ章 計画策定後5年間の取組と評価

1	計画策定以前の千葉県の障害児教育の現状と課題	6
2	計画策定後の千葉県の障害児教育の現状	6
3	テーマごとの5年間の取組と評価の概要	11
	(1) 早期の教育相談支援体制の整備	11
	(2) 小・中学校における特別支援教育の整備・充実	11
	(3) 特別支援学校の新たな機能の構築	12
	(4) 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援	12
	(5) 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援	12
	(6) 学校と教員の専門性の維持・向上	13
	(7) その他	13
4	計画全体の評価	13

第Ⅲ章 今後の推進について

1	今後の推進について	14
2	千葉県の各種計画との関連	14
3	国の動向との関連	14

第Ⅳ章 今後の取組（6つのテーマと20の取組）

テーマ1 早期からの教育相談支援体制の整備

1	障害のある乳幼児とその保護者に対する早期からの教育相談支援を充実させます	17
2	就学前の幼児に対する「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援を行います	20

テーマ2 小・中学校における特別支援教育の整備・充実

1	障害のある児童生徒にとって「わかる授業」を推進し、学級における支援を充実させます	23
2	通常の学級に在籍する障害のあるすべての児童生徒が、適切な教育的支援を受けられるよう校内体制による支援を充実させます	26
3	学校を支える校外の支援システムを整備します	30
4	「交流及び共同学習」を積極的に進め、地域で共に学び育つ教育を推進します	33
5	「特別支援教室（仮称）」構想に向けて、具体的検討を行います	36

テーマ3 今後の特別支援学校の新たな機能の構築

- 1 特別支援学校の配置・整備と機能の充実を図ります・・・ 37
- 2 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります・・・ 40

テーマ4 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援

- 1 生徒の多様な教育的ニーズに応え、将来の自立と社会参加に向けた後期中等教育の充実を目指します・・・ 44
- 2 個別移行支援計画に基づく、就業支援ネットワークの充実を図ります・・・ 47
- 3 高等学校における特別支援教育の支援体制づくりを目指します・・・ 49

テーマ5 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援

- 1 卒業後、障害のある人がいつでも、どこでも、それぞれの目的に応じた学習に参加し、豊かな生活を過ごすことができるよう、学びの機会と場の充実を目指します・・・ 53
- 2 特別支援学校の学校開放講座等の充実を図り、地域の生涯学習機関と連携し、その機能の一部を担います・・・ 57
- 3 地域の教育機関、生涯学習機関、企業やNPO等が連携した生涯学習支援ネットワークの構築を目指します・・・ 59

テーマ6 学校と教員の専門性の維持・向上

- 1 学校や教員の専門性の維持・向上を図ります・・・ 61
 - (1) 県総合教育センターにおける現職研修の充実・・・ 61
 - (2) 特別支援学校のセンター的機能の向上・・・ 63
 - (3) 県総合教育センター特別支援教育部の機能の向上・・・ 66
- 2 「特別支援学校教員免許状」の保有率の一層の向上を図ります・・・ 68
- 3 特別支援学校に「センター的機能充実のための教員」の配置を目指します・・・ 70
- 4 異校種間の人事交流の推進を図ります・・・ 72
- 5 理学療法士(PT)、作業療法士(OT)、言語聴覚士(ST)等の専門職の活用を図ります・・・ 74

参考資料

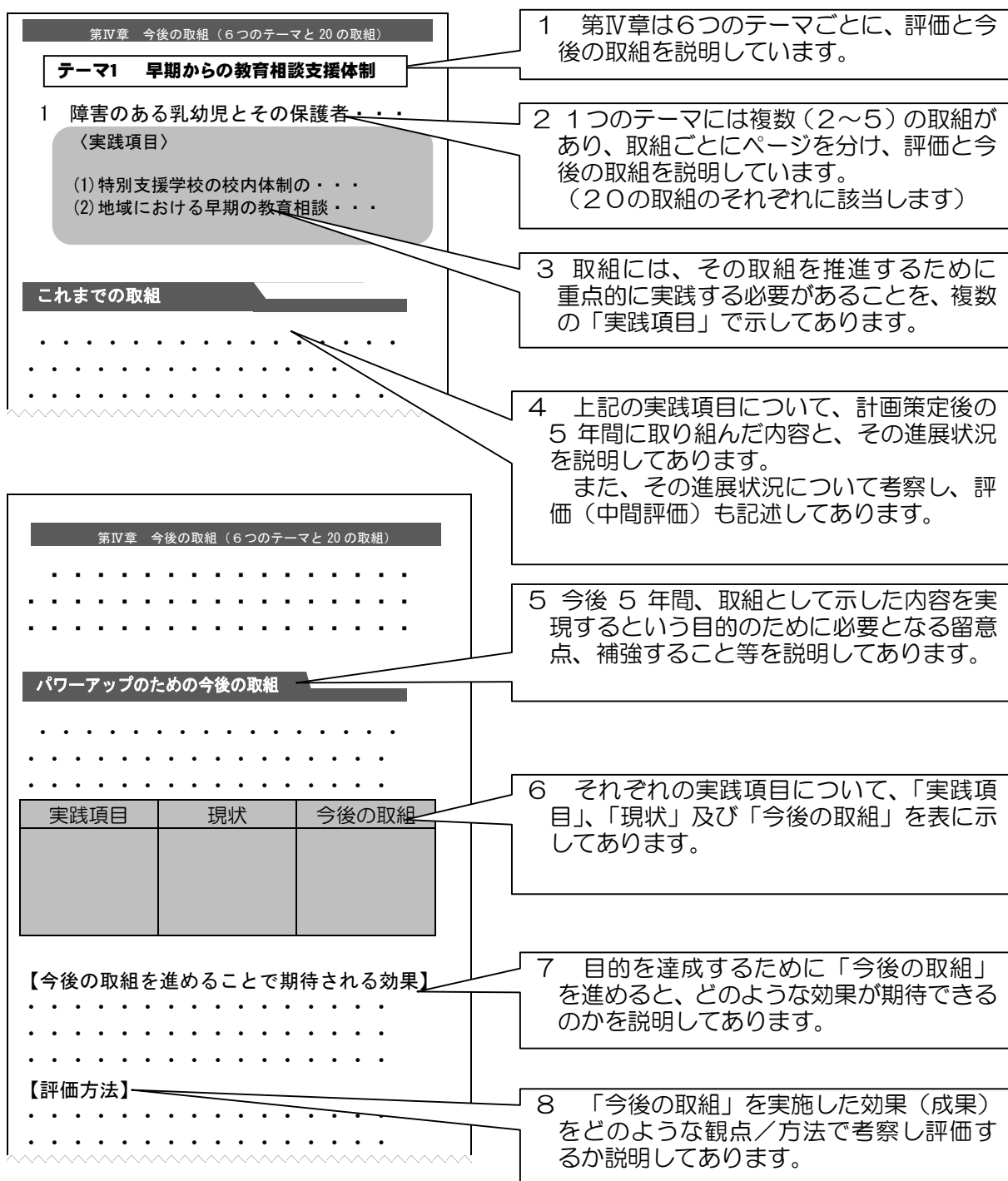
- 1 千葉県特別支援教育推進基本計画・・・ 78
- 2 中間評価の実行体制・・・ 93
- 3 千葉県障害児教育研究推進会議委員一覧・・・ 95
- 4 パブリックコメントの結果・・・ 96
- 5 用語解説・・・ 107

この「中間評価と今後の推進について」の見かた

この冊子の第Ⅰ章から第Ⅲ章は、平成19年に策定した「千葉県特別支援教育推進基本計画（以下「推進基本計画」という。）」に係る中間評価の趣旨や評価方法、更に計画策定後5年間の取組についての全体的評価と今後の計画推進の考え方について記述してあります。

第Ⅳ章では、推進基本計画に示した6つのテーマと20の取組ごとに、第Ⅲ章に示した「5年間の取組」について具体的な進展状況を説明するとともに、「今後の計画推進の考え方」に基づく「今後の対策」を記述してあります。

第Ⅳ章は、以下の構成で説明してあります。



第1章 中間評価について

1 中間評価の趣旨

千葉県教育委員会では、タウンミーティングやパブリックコメントなどを通して、広く県民の御意見をいただきながら、平成19年3月に、本県における特別支援教育に関する総合的な基本計画として「千葉県特別支援教育推進基本計画（以下「推進基本計画」という。）を策定しました。

この推進基本計画は、5年から10年の中・長期的な計画として策定され、推進期間を平成19年度から平成28年度の10年間としています。また、前半5年を経過した平成24年度において計画の見直しや修正を行うこととしています。

この方針を受け、推進基本計画策定の趣旨を踏まえ、これまでの取組実績と障害のある幼児児童生徒を取り巻く環境の変化等を勘案しながら、本県における特別支援教育を一層推進するとともに、県民の期待に応える取組となるよう、推進基本計画の中間評価を行うとともに、今後の計画推進の在り方について検討するものです。後半5年間の計画推進を図る上で、引き続き推進すること、調整が必要なこと等の課題を明らかにするため、中間評価を実施します。

2 中間評価の対象

平成19年に策定した推進基本計画は、ⅠからⅨまでの9つの章で構成されています（79頁～93頁参照）。

前半のⅠ章からⅢ章は、推進基本計画を策定した理由や根拠となる千葉県における障害児教育の現状と課題を示すとともに、この推進基本計画が目指す「千葉県の特別支援教育」の基本的な考え方や在り方を示しています。

後半のⅣ章からⅨ章は、この推進基本計画の中で、取り組むべき内容を6つのテーマと20の取組として示しています。（表1）

前半のⅠ章からⅢ章までは推進基本計画の考え方や在り方の部分であり、評価対象とはしていません。この中間評価では、後半のⅣ章からⅨ章までの部分に示した20の取組について、その進展状況に関する評価を行いました。

3 中間評価の方法

今回の中間評価では、推進基本計画を構成する6つのテーマと20の取組の進展状況を考察しました。

評価するに当たり、特別支援教育について見識を有する専門家や、障害のある幼児児童生徒の養育に関係する保護者や関係機関等の方々から、御助言や御提言を頂きながら検討を進めました。

また、6つのテーマと20の取組に関係する施策や事業を担当する関係各課の担当者によるワーキンググループを組織し、具体的な調査・研究を進めました。

(表1) 推進基本計画に示された6つのテーマと20の取組

	テーマ	取組
1	早期の教育相談支援体制の整備	(1) 障害のある乳幼児とその保護者に対する早期からの教育相談支援を充実させます。 (2) 就学前の幼児に対する「個別の支援計画」の作成と適切な就学の支援を行います。
2	小・中学校における特別支援教育の整備・充実	(1) 障害のある児童生徒にとって「わかる授業」を推進し、学級における支援を充実させます。 (2) 通常の学級に在籍する障害のあるすべての児童生徒が、適切な教育的支援を受けられるよう校内体制による支援を充実させます。 (3) 学校を支える校外の支援システムを整備します。 (4) 「交流及び共同学習」を積極的に進め、地域で共に学び育つ教育を推進します。 (5) 「特別支援教室（仮称）」の構想に向けて、具体的検討を行います。
3	特別支援学校の新たな機能の構築	(1) 特別支援学校の配置・整備と機能の充実を図ります。 (2) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実を図ります。
4	後期中等教育の充実と卒業後の自立支援	(1) 生徒の多様な教育的ニーズに応え、将来の自立と社会参加に向けた後期中等教育の充実を目指します。 (2) 個別移行支援計画に基づく、就業支援ネットワークの充実を図ります。 (3) 高等学校における特別支援教育の支援体制づくりを目指します。
5	卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援	(1) 学校卒業後、障害のある人がいつでも、どこでも、それぞれの目的に応じた学習に参加し、豊かな生活を過ごすことができるよう、学びの機会と場の充実を目指します。 (2) 特別支援学校の学校開放講座等の充実を図り、地域の生涯学習機関と連携し、その機能の一部を担います。 (3) 地域の教育機関、生涯学習機関、企業やNPO等が連携した生涯学習支援ネットワークの構築を目指します。
6	学校と教員の専門性の維持・向上	(1) 学校や教員の専門性の維持・向上を図ります。 (2) 「特別支援学校教員免許状」の保有率の一層の向上を図ります。 (3) 特別支援学校に「センター的機能充実のための教員」の配置を目指します。 (4) 異校種間の人事交流の推進を図ります。 (5) 理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）等の専門職の活用を図ります。

第II章 計画策定後5年間の取組と評価

1 計画策定以前の千葉県の障害児教育の現状と課題

平成19年3月に策定した推進基本計画では、それまでの千葉県の障害児教育の現状を「早期の教育相談の現状」、「小・中学校の現状」及び「盲・聾・養護学校の現状」の3つの区分から考察し、区分ごとに以下の7つの課題をまとめています。(表2)

(表2) 計画策定までの千葉県における障害児教育の現状と課題※

※下表中の用語は平成19年に策定した推進基本計画の原文によります。

現状把握の区分	課題
早期の教育相談の現状	(1) 障害のある幼児児童生徒一人一人のライフステージに応じた適切な支援と関係機関のネットワークの仕組みをどのように構築するか。
	(2) 障害のある乳幼児に対する相談支援体制及び学齢期における教育相談支援体制の整備をどのように図るか。
小・中学校の現状	(3) 小・中学校の特殊学級等で学ぶ児童生徒や通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた校内支援体制をどのように整備するか。
盲・聾・養護学校の現状	(4) 知的障害養護学校を中心とした在籍児童生徒数の増加や長時間通学等の課題解決をどのように図るか。
	(5) 在籍する幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化の傾向を踏まえ、特別支援学校の新たな整備をどのように進めていくか。
	(6) 障害のある生徒の自立や社会参加を目指すため、後期中等教育の充実や卒業後の就業・生活支援体制をどのように整備するか。
小・中学校の現状 盲・聾・養護学校の現状	(7) 教員の指導力や専門性の維持・向上を目指した人材育成をどのように進めるか。

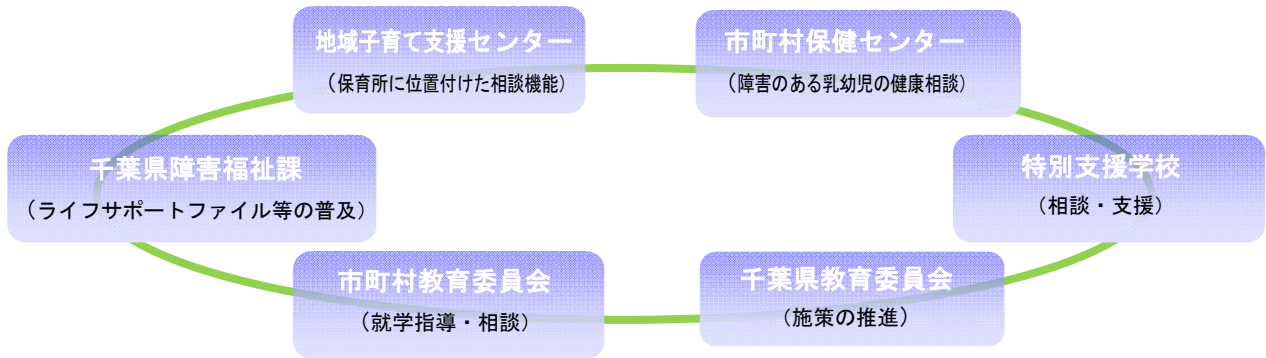
2 計画策定後の千葉県の障害児教育の現状

(1) 早期の教育相談支援の現状

早期からの教育相談支援体制については、障害の特性や家族の抱える多様なニーズに対応する必要から、教育の枠を超え、福祉、医療分野との連携の中で、様々な取組が進められてきました。

千葉県では、平成21年に第四次千葉県障害者計画を策定し、そこでは障害のある子どものライフステージにおける一貫した療育支援体制の構築を目指しています。特に、専門職などで組織された支援チーム等が、実際に幼稚園や保育所などを巡回・支援することや地域ごとの療育相談等の取組を進めることと、市町村教育委員会が行う就学に向けた相談・支援や特別支援学校が行う多様な教育相談とは、常に密接な関わりの中で進められています。

早期の教育相談支援体制の充実には、障害のある子どもや家庭を取り巻く状況を踏まえることが大切であり、引き続き各機関の連携による取組が必要です。(図1)



(図1) 早期の教育相談を進めていくときの主な連携機関

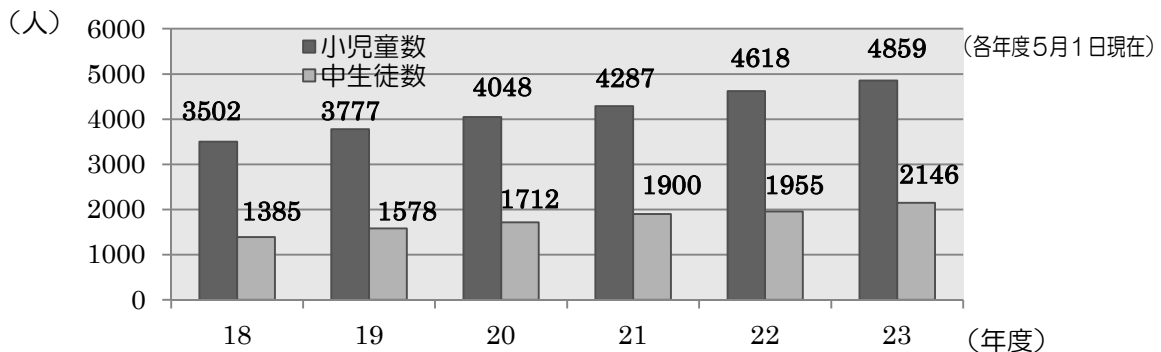
(2) 小・中学校の現状

ア 特別支援学級

平成19年3月に推進基本計画を策定した当時、県内公立小・中学校の特殊学級(現在の特別支援学級)の児童生徒数は、平成9年から平成18年までの10年間で1,410人の増加を示していましたが、平成19年から平成23年までの5年間では2,118人の増加を示し、急激な増加となっています。(グラフ1)

平成19年4月の改正学校教育法の施行及び文部科学省通知(「特別支援教育の推進について」)により、特別支援教育の理念と必要な取組が示されました。更に、平成20年の学習指導要領の改訂で、幼稚園、小・中学校、高等学校においても、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが示されました。

このように推進基本計画策定後の取組の中で、小・中学校において特別支援教育コーディネーターが指名され、校内体制の整備が進んでいます。



(グラフ1) 公立小・中学校の特別支援学級の児童生徒数の推移

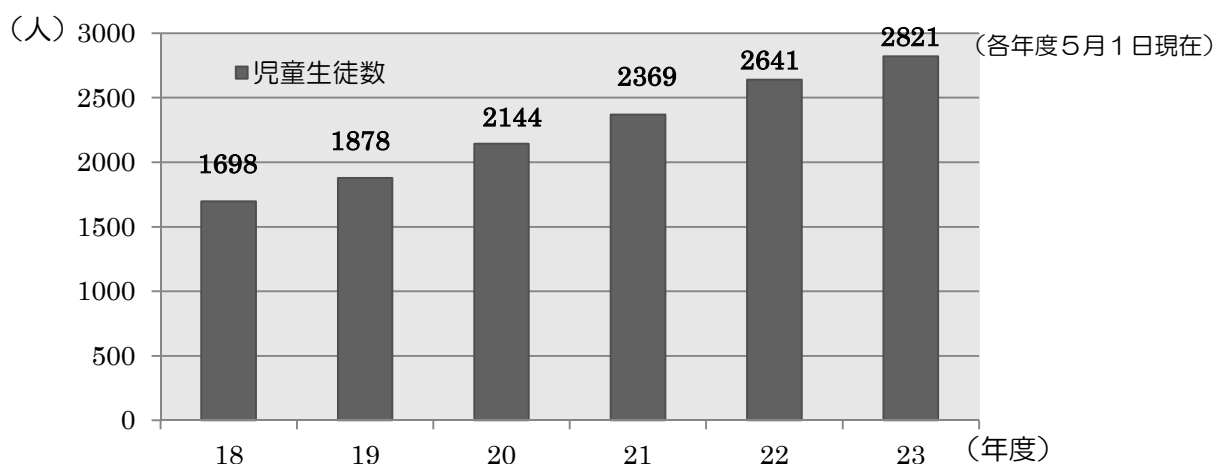
イ 通級指導教室

通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、各教科等の指導は学級で行いつつ、障害に応じた特別な指導を特別な場で行う通級指導教室は、平成19年度以降も増加し続けています。

平成23年度において、言語通級指導教室154教室、情緒通級指導教室9教室、難聴通級指導教室15教室、弱視通級指導教室2教室、LD・ADHD通級指導教室38教室の計218教室、児童生徒数は小・中学校合わせて2,821人となっています。

(グラフ2)

また、平成19年度からは通級指導担当教員による「巡回による指導」も県内6校で開始し、平成23年度は16校において実施し、139人の児童生徒が指導を受けています。



(グラフ2) 公立小・中学校の通級指導教室の児童生徒数の推移

ウ 通常の学級における特別な教育的支援を必要とする児童生徒の現状

小・中学校等の通常の学級に在籍している障害のある児童生徒の中で、対人関係が築きにくく集団生活の場で困難な状況を生じやすいLD、ADHD、高機能自閉症等の障害に関する相談は、ここ5年間増加を続け、県総合教育センター特別支援教育部における相談件数の中で、LD、ADHD、高機能自閉症等に関する相談が高い割合を示し、平成23年度においては全相談件数の77.8%となっています。(表3)

(表3) 来所相談におけるLD、ADHD、高機能自閉症等の年度別相談件数

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
相談件数の合計	244	263	229	218	158
LD等の相談件数	134	131	140	160	123
LD等の相談件数の割合(%)	54.9	49.8	61.1	73.4	77.8

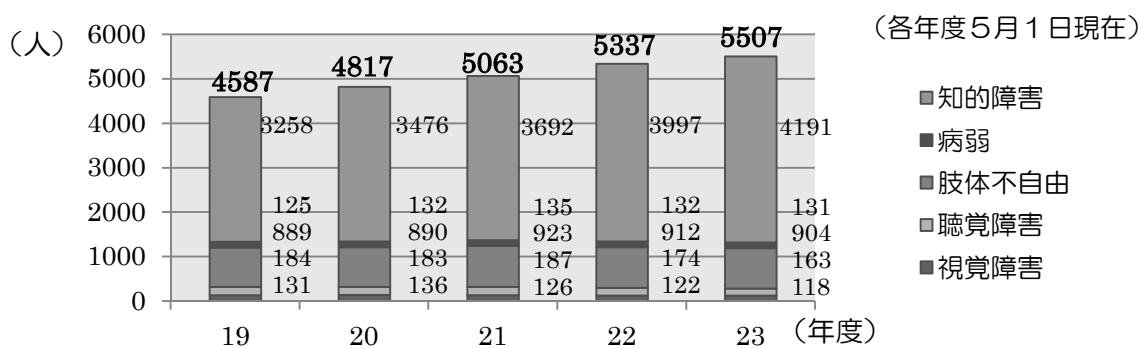
(3) 特別支援学校の現状

ア 児童生徒数の増加

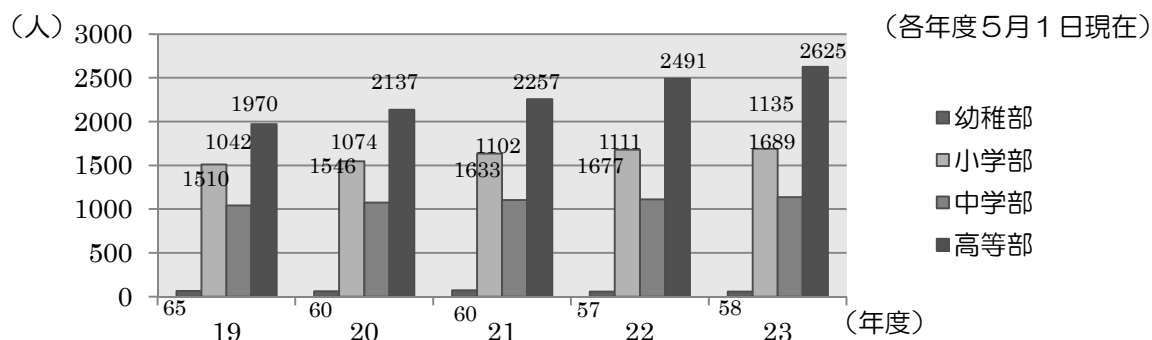
推進基本計画を策定した平成19年においては、児童生徒数の増加に伴う教室の不足や施設の狭隘化の状態が続いていること、また長時間通学で心身に負担がかかっている児童生徒がいることなどが問題点として指摘され、その解消が喫緊の課題でした。

その後、軽度の知的障害のある生徒による高等部への入学者数の増加が顕著となったことから、県教育委員会では、知的障害特別支援学校における職業的自立を目指した専門学科や普通科（職業コース）を置く分校・分教室の設置を進め、児童生徒数増加に対応してきました。（グラフ3）（グラフ4）

しかし、依然教室不足の状況が続いていることから、改めて児童生徒の増加を試算するとともに、「県立特別支援学校整備計画」を平成22年3月に策定し、引き続き、教室不足と狭隘化の解消に努めているところです。



(グラフ3) 公立特別支援学校幼児児童生徒数の推移



(グラフ4) 公立知的特別支援学校の学部別児童生徒数の推移

イ 障害種別の学校における在籍幼児児童生徒の実態や指導内容の変化

(ア) 視覚障害者を教育する特別支援学校（1校）

県内の、視覚障害者を教育する特別支援学校は、県立千葉盲学校の1校です。幼児児童生徒数は、平成19年度以前と同様120名前後で推移し、変化はありません。

しかし、視覚障害以外の障害を併せ有する児童生徒は、小・中学部においては60%であり、重度・重複化の傾向が見られます。

(イ) 聴覚障害者を教育する特別支援学校（2校）※

平成23年度に、県立館山聾学校が県立安房特別支援学校の分教室となったことで、現在、県内の聴覚障害に対応した教育部門を有する特別支援学校は、県立千葉聾学校と県立安房特別支援学校館山聾分教室の2校です。幼児児童生徒数については、僅かずつですが減少傾向にあり、およそ180人で推移しています。

聴覚を活用し、音声言語に基づく概念形成を重視した言語指導を実践してきました。

近年、多様なコミュニケーション手段を活用しながらの言語獲得を実践し、手話を併用しながらの言語指導も行っています。また、「障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年8月5日公布）」の中で、手話が言語として位置付けられたこともあり、国の動向や様々な研究成果等に注視していくことが必要です。

(ウ) 知的障害者を教育する特別支援学校（21校）※

知的障害者を教育する特別支援学校では、他の障害種の特別支援学校と比べ、児童生徒数の増加が最も顕著です。特に通常の中学校から高等部への入学者数増は顕著で、いわゆる軽度の知的障害のある生徒への対応が、喫緊の課題となっていました。

千葉県教育委員会では、軽度の知的障害のある生徒に対応するため、職業教育を重視した専門学科を置く特別支援学校の設置を進め、職業的自立を目指す教育の実践を進めています。

また、一人一人の障害の特性を踏まえた教育課程を編成するため、自閉症の特性に応じた教育課程を作り実践するための研究校を指定するなど、より一層多様な実態への対応に取り組んできました。

しかし、職業的自立を目指すための実践や、自閉症の特性を踏まえた教育の充実を図ることは、引き続き重要な課題です。

(エ) 肢体不自由者を教育する特別支援学校（6校）※

県内の肢体不自由者を教育する特別支援学校の数は変化ありませんが、医療的ケアを必要とする児童生徒数の増加に伴い、看護師の配置を含め、適切な支援体制がとれるよう、各校の取組が進められています。

医療的ケアの対象となる児童生徒は、県内の特別支援学校全体では132名で、そのうち肢体不自由の特別支援学校の在籍者は84名です（平成23年5月1日現在）。

このことから、医療的ケア実施体制の一層の充実は、引き続き重要な課題です。

(オ) 病弱者を教育する特別支援学校（5校）※

在籍する児童生徒の実態として、慢性疾患を中心とした入退院の短期・頻回化の傾向や、心身症等による在籍者の増加傾向は、平成19年度以降も同様の状況です。

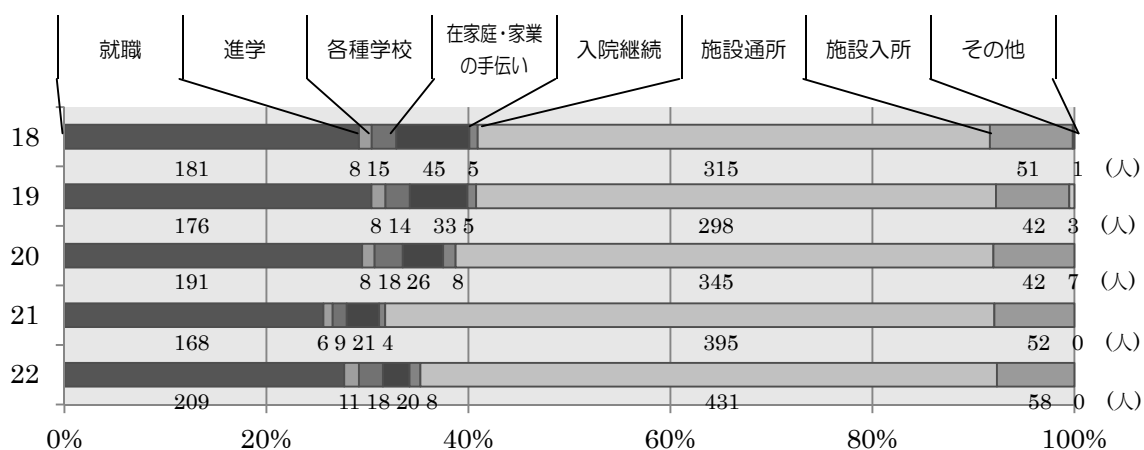
特に心身症（摂食障害、解離性人格障害等）などは、医療機関との連携が重要であり、引き続き指導にあたる教員の専門性の向上が重要な課題です。

※複数の障害種別を対象とする学校は、それぞれの障害種別の校数に含めてあります。

(4) 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援

ア 高等部卒業後の進路

就職については、ここ数年は25～30%の間を推移していますが、これは高等部卒業生全体に対する割合です。現在、就職希望者数を100%としたときの実際の就職者数の割合についても把握し、平成19年度からの5年間は85%～89%で推移しています。



(グラフ5) 公立特別支援学校高等部本科卒業者の進路状況

3 テーマごとの5年間の取組と評価の概要

(1) テーマ1：早期の教育相談支援体制の整備

特別支援学校には、地域における特別支援教育のセンターとしての役割が位置付けられています。この5年間に、全ての特別支援学校が教育相談体制を整備するとともに、関係機関と連携した特色ある取組を進めてきました。

早期の相談・支援に関しては、市町村において就学前段階の個別の支援計画作成が少しずつ広がりました。千葉県教育委員会でも就学事務担当者のスキルアップの機会を設け、市町村が行う就学事務が円滑に進められるように支援してきました。

このように、早期の教育相談支援体制整備の取組は、着実に進展しています。早期からの教育相談支援体制の進展を引き続き図っていくためには、ネットワークの一端を担う関係機関が「連携の有用性を実感し、その連携を活用していくこと」が大切です。

計画推進後半の5年間では、ネットワーク構築を一層強化していく取組が必要です。

(2) テーマ2：小・中学校における特別支援教育の整備・充実

この5年間で、障害のある児童生徒への適切な支援をするために「個別の指導計画の作成」の有効性についての理解が進み、その作成率が伸びてきました。

また、特別支援教育コーディネーター指名が100%になり、通級による指導や特別支援教育支援員配置など校内体制の充実も進んでいます。特別支援教育充実のための体制整備は、校内だけでなく、外から学校を支える取組として、巡回指導やボランティア派遣も増

えています。特別支援教室構想についても、この5年間の中で、小・中学校2校の実践研究を通して考察しました。

支援体制を具体化するには、一人一人の教員が特別支援教育に関する専門性を発揮していくというマンパワーによる取組が欠かせません。そのために管理職のリーダーシップのもと、教員が障害特性を理解し支援のスキルを身につけることや、学校外の様々な支援機能を有効に活用していくことが、今後の取組として必要です。

特別支援教室構想については、本県における指定研究の取組の結果、人的・物的両面に課題が多いという結果が得られており、今後も国の動向に注視しながら検討していくことが必要です。

(3) テーマ3：特別支援学校の新たな機能の構築

推進基本計画においては、児童生徒の増加による過密化や、長時間通学の解消を喫緊の課題に位置付け、小・中学校、高等学校の余裕教室等を活用した方策を講じてきましたが、依然として過密化の状況が続いていることから、平成23年3月に「県立特別支援学校整備計画（以下「整備計画」という。）を策定しました。また、教材教具の開発、医療的ケアの実施体制充実や、自閉症に対応した教育課程の研究にも取り組みました。

整備計画については、児童生徒数の過密分と推計値に基づく増加分の解消に、引き続き取り組む必要があります。また、自閉症の特性に応じた教育課程に関する研究成果について、特別支援学校全体で活用していくための取組が必要です。また、障害の重度・重複化と多様化への対応、あるいは地域で学ぶ機会の充実を図ることも必要です。

こうした課題に伝えていく方法として、特別支援学校の教育部門と支援機能を整理・構築し充実を図っていくためには、多様な専門性を有する職員の配置など専門性の高い教員のマンパワーを各特別支援学校に備えていく必要があります。

(4) テーマ4：後期中等教育の充実と卒業後の自立支援

後期中等教育の充実に関する取組として、職業教育の研究指定、教員の企業実習、就労支援情報の共有化等を進めました。特に、特別支援学校高等部の生徒の就労に関しては、全県を学区とする特別支援学校（分校、分教室を含む）の開設が続き、実習先や就労先の開拓等について各特別支援学校が連携してこれに当たる必要が生じていたことから、就労支援ネットワークの構築と労働関係機関等との連携に取り組みました。

後期中等教育の充実では、高等学校段階における特別支援教育の推進も重要な取組です。

この5年間に、高等学校でも校内委員会設置等が100%に達し、体制整備が進みました。

今後は、これまでの成果を一層確実なものにして、産学連携による職業教育、後期中等教育の充実を図っていく必要があり、それを強化していく取組が必要です。

高等学校の特別支援教育の体制整備についても、今後は校内支援体制を具体的に機能させるとともに、外部支援機能との連携を充実させる取組が必要です。

(5) テーマ5：卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援

地域社会における障害者への関心・理解が進んだこともあり、社会教育施設で障害者対象の余暇活動が充実しています。

また、障害者が社会で広く活動の機会を得るには、地域社会の障害者理解が必要であり、特別支援学校が、その物的・人的資源を地域に開放していくことは意義のあることから、障害理解講座など学校の特性を生かした取組を実施してきました。

障害のある人の卒業後の生涯学習の機会は増えていますが、学校での余暇に関する指導の充実や障害者への余暇活動の情報提供の方法を工夫し、地域社会での活動の機会について障害者自身へ十分周知し、情報を伝わりやすくしていく取組が必要です

また、引き続き特別支援学校の人的・物的資源を地域に周知し、地域との結び付きを深めることも必要です。

(6) テーマ6：学校と教員の専門性の維持・向上

教員の専門性を高めるために、県総合教育センターでは様々な研修事業を展開し、特別支援教育の研修講座受講者が増加しました。また、専門性の向上を図る指標として、教員の特別支援学校教諭の免許状の保有率があります。千葉県の特別支援学校の保有率は、この5年間約80%で推移しています。

学校の専門性向上に関する取組として、特別支援学校が地域のセンターとしての役割を十分果たしていくために、各校1名以上の特別支援教育コーディネーターの配置を実現しました。異校種間の人事交流は計画的に進めており、学校教育全体の特別支援教育の推進に必要な取組として実施しています。

研修による専門性向上の取組は、今後も一層受講者を増やすとともに、多様な研修ニーズに応えた取組を進め、人材育成を図る必要があります。また、小・中学校の特別支援学級担当教員における特別支援学校教諭の免許状の保有率は30%台と低く、向上させていくことが必要です。特別支援教育コーディネーターについては、今後も1名以上の配置を維持し、ていねいな相談支援が必要です。

(7) その他

平成19年度に策定した推進基本計画には位置付けられていませんでしたが、今後の特別支援教育の推進では、東日本大震災で得られた知見を踏まえ、障害のある幼児児童生徒の命と安全を守る防災教育についても、特別支援教育の推進の一つとして位置付け、その内容を検討する必要があります。

4 計画全体の評価

平成19年度の推進基本計画策定時において、千葉県の障害児教育の現状から考察された7つの課題（表2参照）は、推進基本計画の中で6つのテーマと20の取組として具体的に対応を進めてきました。

策定から5年を経過し、それぞれの取組の進展状況については、着実に進展・改善が図られており、その取組に示した内容による計画推進の成果であると考えます。

今後も、これまでの取組を継続しつつ、一層の充実につながる手立てを加えていく必要があると評価しています。